

外国人留学生 各位

明 治 大 学
国際教育事務室

留学生住宅総合補償制度の廃止について

2018年10月1日から留学生住宅総合補償制度を廃止することになりました。

2018年10月1日以降に新たに賃貸借契約を結ぶ学生につきましては、明治大学国際教育センターは機関として連帯保証人とはなりません。連帯保証人が見つからない場合は、下記の保証会社を紹介しています。本学に在籍する外国人留学生であれば、特別料金で保証及びサービスを受けることができます。なお、下記の保証会社に関するチラシは国際教育事務室及び中野キャンパス低層棟3階の事務室(国際連携)にて配布しております。

留学生住宅総合補償制度の廃止に伴い、留学生賠償責任保険及び傷害後遺障害保険も同時に終了となります。外国人留学生の方は、火災や水漏れ事故、第三者にけがを負わせた時などに備えて、火災保険や賠償責任保険に加入することを強く薦めます。不動産仲介業者や家主からの指定がない場合は、株式会社明大サポートの学生総合保障制度に加入するようにしてください。

なお、既に留学生住宅総合補償制度に加入している学生につきましては、本学に在籍中であり、且つ同一の賃貸借契約を更新する場合に限り、留学生住宅総合補償制度の更新を認めます。

記

1 保証会社について

株式会社グローバルトラストネットワークス(Global Trust Networks Co, Ltd.)

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-21-11 オーク池袋ビル 2 階

TEL:03-6804-6801 / FAX:03-6804-6802

日本語: <https://www.gtn.co.jp/service/>

英 語: <https://www.gtn.co.jp/en/service/>

中国語: <https://www.gtn.co.jp/ch/service/>

韓国語: <https://www.gtn.co.jp/kr/service/>

2 各種保険について

株式会社明大サポート

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1

TEL:03-5280-1504 / FAX:03-5280-1505

日本語: <http://www.meidai-support.com/hoken/>

3 留学生住宅総合補償制度廃止に関する問い合わせについて

明治大学国際教育事務室

TEL:03-3296-4141 / MAIL:cip@mics.meiji.ac.jp

以 上